

グループホーム 和 認知症対応型共同生活介護事業 運営 規 程

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第102条により、事業の運営についての重要事項について次の通り定めるものとする。

(目 的)

第1条 有限会社 癒森会が開設する グループホーム 和 (以下「事業所」という) が行う認知症対応型共同生活介護事業 (以下「事業」という) の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で庭の心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、無告知の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理・評価を行う。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名 称 グループホーム 和
- ② 所在地 福井市若杉町25-18-1

第5条 事業所に勤務する職員の職種・員数・及び職務内容・勤務体制は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤・兼務)
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名(常勤・兼務)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連携する介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員 7名以上(常勤3名以上うち1名は兼務)
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- ④ 勤務体制 昼間の勤務体制3人(AM6:00~PM9:00) (常勤換算)
夜間の勤務体制1人(PM9:00~AM6:00)

(利用定員)

第6条 この事業の利用定員は、9名とする。

(内 容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次の通りとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
 - ② 日常生活の世話
 - ③ 日常生活の中での機能訓練
 - ④ 相談、援助
- 2 生活の場であると実感できるよう積極的に地域住民との交流や機会の確保を図る。

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（夜間ケア計画を含む）「（以下介護計画）という」を作成する。

- 2 介護計画の作成・変更には、その内容等を利用者又はその家族に介護計画原案の内容を丁寧に説明し、書面を持って同意を得て交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護の提供に関わる記録を完結の日から5年間保存します。

(利用料等)

第9条 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、関係法令に基づいて決められているものであるため、法令による金額が適用されます。また、契約期間中に法令が変更になった場合も改定後の金額が適用されます。その他、下記の費用が必要です。

- 2 室料 1,500円/日
- 3 食材料費 1,600円/日（朝食300円、昼食550円、夕食550円、おやつ200円）
- 4 水道光熱費 600円/日
- 5 オムツ、行事参加費は実費精算で自己負担となりその都度徴収します。利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条 事業所では、県の定める基準に基づき自己評価を行った上で県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その結果を踏まえて介護の質の向上に務める。

- 2 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。
 - ① 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。
 - ② 暴力・喧嘩・口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないこと。
 - ③ 火災防止に努め管理上支障のあるものを持ち込まないこと。
 - ④ サービス内容について苦情・相談及び意見がある場合はいつでも申し出ること。
 - ⑤ サービス内容について事実と相違することを故意にいいふらしてはならない。
 - ⑥ その他管理者が管理上支障があると認めた事項。

(入退居に当たっての留意事項)

第11条 事業所では、利用者の入居に際し、次の事に留意する。

- ① 要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、小人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
- ② 入居に際しては、主治の医師の診断書等により認知症の状態であることを確認する。
- ③ 入居申込者が入院治療を要する者であること等、申込者に対し自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、適切な他の事業者・介護保険施設・病院等の紹介その他の適切な措置を講ずる。
- ④ 入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握する。
- ⑤ 入退居に際しては、入退居年月日、当事業所の名称を利用者の被保険者証に記載する。

(協力病院・連携施設)

第12条 利用者の病状の急変に備えるため、協力病院として公益財団法人松原病院（歯科を含む）を定める。

- 2 利用者に対するサービス提供体制を確保するための連携・支援体制として、指定介護老人福祉施設新田塚ハウス、指定介護老人福祉施設愛全園を定める。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

また、解決に向けて検討を行わない、サービス改善と向上を図る。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備・備品の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時における対応策)

第15条 利用者に対する介護サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する介護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講ずる。

(秘密保持)

- 第17条 当事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らさないため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
 - 3 サービス担当者会議等において利用者または家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者または家族に書面を持って同意を得ることとする。

(非常災害対策)

- 第18条 事業所では、管理者を防火責任者とし、毎年定期的に避難・救出・防火等の訓練を行い、常に非常災害に備える。
- 2 避難訓練の場面等を通じ、普段から地域住民の方々の参加や協力を得るよう努める。

(調査への協力)

- 第19条 事業所では、市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行う。

(身体拘束)

- 第20条 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
- 2 前項の身体拘束を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性について複数の職員で意見交換等を行い計画担当者または管理者の指示を仰ぎます。
また、利用者の家族に連絡し十分な説明を行います。
 - 3 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束期間、時間帯等を記録し、その後、拘束の必要性や方法について会議。再検討し、ご本人の今後について話し合います。

(虐待防止に関する事項)

- 第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講ずる。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者等の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所では、職員の質的向上を図るための研修の機会を積極的に設け、業務体制を整備する。

また全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社癒森会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

付則 この規程は、平成28年9月1日より施行する。
この規程は、令和5年11月1日に一部改訂。
この規程は、令和6年4月1日に一部改訂。